

みどり市移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)から本市への移住に係る経済的な負担を軽減することにより、東京圏からの移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するため、東京圏から本市へ移住する者に対してみどり市移住支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条件不利地域 次のいずれかの地域を含む市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)の地域をいう。

ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

(2) 支援対象起業 起業支援事業(地域における課題の解決に資する事業を新たに起業する者を対象に、都道府県が地方創生推進交付金を活用して当該起業に要する費用を助成する事業をいう。以下同じ。)に係る起業支援金の交付の決定を受けた日から1年を経過していない起業をいう。

(3) 支援対象就業 移住支援事業(東京都区部(東京都の特別区の存する区域をいう。次条第1号において同じ。)内から東京圏外へ移住する者等を対象に地方創生推進交付金を活用して都道府県と市町村が共同で移住支援金を支給する事業をいう。)の対象として都道府県が選定した法人による労働者の募集(勤務時間が1週間当たり20時間以上である無期の雇用を条件としたものに限る。)に応募し、当該法人に新たに雇用されることをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成31年4月26日以降に転入(本市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をすることをいう。以下同じ。)をした者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 転入をした日(以下「転入日」という。)の前日において引き続き5年以上東京都区部内に住所を有していた者

- イ 転入日の前日において引き続き5年以上東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、転入日の3月前の日において引き続き5年以上東京都区部内に存する事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)に通勤していた者(次に掲げる者を除く。)
 - (ア) 雇用保険の被保険者ではない雇用者として通勤していた者
 - (イ) 雇用保険の被保険者である雇用者として通勤していた者であって、当該雇用が終了した日から転入日までの間に市外(東京都区部を除く。)に存する事務所等において雇用保険の被保険者として雇用されていたもの
- (2) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する日本国籍を有しない者
 - ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者
- (3) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 第6条第1項の規定による申請(以下「本申請」という。)をした日(以下「本申請日」という。)から引き続き5年以上市内に居住する意思を有している者
- (5) 支援対象起業をする者又は次のいずれにも該当する支援対象就業をする者
 - ア その3親等内の親族が取締役、執行役その他業務を執行する役員となっている法人以外の法人に雇用される者
 - イ 本申請日において引き続き3月以上当該法人に雇用される者
 - ウ 本申請日から5年以上当該勤務を継続する意思を有している者
- (6) 群馬県及び市が支援金の支給の対象として不相当と認める者でない者
(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象者1人につき60万円とする。

- 2 本申請日において支援対象者の世帯が数人で構成される場合であって、当該世帯の世帯員(支援対象者を除く。)のうちいずれかの世帯員が、次の各号のいずれにも該当する者であるときにおける支援金の額は、前項の規定にかかわらず、100万円とする。
 - (1) 平成31年4月26日以降に転入をした者であって、転入をする前の住所地において支援対象者と同一の世帯に属していたもの
 - (2) 支援対象者が本申請日において、転入日から起算して3月以上市内に居住し、かつ、当該日から起算して1年を経過していない者
 - (3) みどり市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
(支給の仮申請等)

第5条 支援対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を受けた日以後又は支援対象就業に係る雇用が決定した日以後に、みどり市移住支援金支給仮申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券その他の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写し
- (2) 転入日以前5年間の住所地が確認できる住民票の除票の写し
- (3) 前条第2項の世帯員(支援対象者を除く。)に係る住民票の除票の写しであって、

転入をする前の当該世帯員の住所地が確認できるもの(同項に規定する額の支援金の支給の申請を行う場合に限る。)

- (4) 転入をする前に勤務していた事務所等が発行する就業証明書(様式第2号)(第3条第1号イに該当する支援対象者であって、雇用者であった場合に限る。)
 - (5) 開業届出済証明書その他の転入をする前の勤務地を確認できる書類(第3条第1号イに該当する支援対象者であって、勤務していた事務所等を有する法人の代表者又は事業を営む個人であった場合に限る。)
 - (6) 転入日の属する年以前5年分の納税証明書又は転入日の3月前の日において引き続き5年以上勤務していたことを確認できる書類(第3条第1号イに該当する支援対象者であって、勤務していた事務所等を有する法人の代表者又は事業を営む個人であった場合に限る。)
 - (7) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し(支援対象起業をした場合に限る。)
 - (8) 勤務している事務所等が発行する就業証明書(支援対象就業をした場合に限る。)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を、みどり市移住支援金審査結果通知書(様式第3号)により、支援対象者に通知するものとする。
- (支給の本申請等)

第6条 前条第2項の規定による審査の結果、本申請を行うことができる支援対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、転入日から3月経過後、転入日から起算して1年以内に、みどり市移住支援金支給申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券その他の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写し
 - (2) 預金通帳、キャッシュカードその他の支援金の振込先口座を確認できるものの写し
 - (3) 勤務している事務所等が発行する就業証明書(支援対象就業をした場合に限る。)
 - (4) みどり市移住支援金支給に係る誓約書兼同意書(様式第5号)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市移住支援金支給決定通知書(様式第6号)により、支援対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により支援金の額を決定したときは、支援対象者に支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援対象者が次の各号に該当するときは、当該支援対象者に対して、当該各号に定める額の支援金の返還を命ずることができる。ただし、群馬県知事と協議し、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき 既に支給した支援金の全額
- (2) 本申請日から3年以内に市外に転出(市外に住民基本台帳法第24条に規定する転出

- をすることをいう。第5号において同じ。)をしたとき 既に支給した支援金の全額
- (3) 支援対象起業をした場合であって、起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定が取り消されたとき 既に支給した支援金の全額
- (4) 支援対象就業をした場合であって、本申請日から起算して1年以内に当該雇用が終了したとき 既に支給した支援金の全額
- (5) 本申請日から3年以上5年以内の期間内に転出をしたとき 既に支給した支援金の額に2分の1を乗じて得た額

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

みどり市長 様

みどり市移住支援金支給仮申請書

みどり市移住支援金の支給を受けたいので、みどり市移住支援金支給要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	印		
住所	〒		
転入前の住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

2 移住の状況(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯		単身		世帯	同時に転入した世帯員の数(申請者は除く。) 人
就業・起業の別		就業		起業	

3 転入前 5 年間の勤務歴

勤務期間	事務所等名	事務所等所在地

様式第2号(規格 A4) (第5条、第6条関係)

就業証明書(移住支援金申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地
事務所等の名称
代表者氏名
電話番号
担当者名

印

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名	
勤務者住所	(※勤務者が既に退職している場合は、在職時の住所)
勤務先の所在地 及び名称等	1 上記事務所等と同じ 2 所在地 名 称 電話番号 (※1 又は 2 のいずれかに○を付けてください。)
就業期間	1 年 月 日から 就業中 2 年 月 日から 年 月 日まで (※1 又は 2 のいずれかに○を付けてください。)
求人への応募 受付年月日	年 月 日
雇用形態	勤務時間が1週間当たり20時間以上である無期の雇用契約
勤務者と法人代 表者等との関係	3親等以内の親族に該当しない

様

みどり市長



みどり市移住支援金審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市移住支援金について、審査結果が次のとおりとなりましたので、みどり市移住支援金支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 移住支援金の支給要件を満たしています。支援金の支給に係る本申請の手続を行うことができますので、次のとおり申請書等を提出してください。

【提出期間】

年 月 日から 年 月 日まで

【提出書類】

- (1) みどり市移住支援金支給申請書(様式第4号)
- (2) 顔写真付きの身分証明書の写し
- (3) 振込先口座を確認できるものの写し
- (4) 就業証明書(様式第2号) ※支援対象就業をした場合に限る。
- (5) 誓約書兼同意書(様式第5号)
- (6) その他()

- 2 移住支援金の支給要件を満たしていません。

(理由)

みどり市長 様

みどり市移住支援金支給申請書

みどり市移住支援金の支給を受けたいので、みどり市移住支援金支給要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	印		
住所	〒		
転入前の住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

2 移住の状況(該当する欄に○を付けてください。)

单身・世帯		单身		世帯	同時に転入した世帯員 人数(申請者は除く。)
就業・起業の別		就業		起業	

3 支援金の振込先口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座種目
			普通
フリガナ			当座
口座名義			

みどり市移住支援金支給に係る誓約書兼同意書

私は、みどり市移住支援金を申請するに当たり、次のとおり誓約及び同意をします。

【誓約事項】

- 1 みどり市移住支援金支給要綱第 7 条の規定により、市長から既に支給を受けた支援金の返還を命じられた場合は、速やかにそれに応じます。
- 2 市長から支援金の支給に関して必要な調査又は報告を求められた場合は、速やかにそれに応じます。
- 3 引き続き 5 年以上みどり市に居住する意思を有しています。
- 4 引き続き 5 年以上現在勤務している事務所等において就業する意思を有しています。
- 5 現在雇用されている法人は、私の 3 親等内の親族が取締役、執行役その他業務を執行する役員となっている法人ではありません。

【同意事項】

都道府県が実施する移住支援事業の円滑な実施等に必要がある場合は、市長が国若しくは他の地方公共団体に私の申請に係る情報を提供すること又は支援金の支給に必要な情報を確認することに同意します。

年 月 日

みどり市長 様

(署名)

年 月 日

様

みどり市長



みどり市移住支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市移住支援金について、次のとおり決定したので、みどり市移住支援金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

支援金支給決定額	円
備 考	<ul style="list-style-type: none">・みどり市移住支援金支給要綱第7条の規定により、みどり市移住支援金の返還を命ずる場合があります。・みどり市移住支援金の支給が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。